

佐賀県告示第 557 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 17
第 1 項の規定により、次の区域を指定区域として指定する。

平成 28 年 11 月 18 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

| 指定番号 | 区域 | | 埋立地の区分 |
|------|-----------------|----------------------------------|---|
| | 所在 | 地番 | |
| 12 | 武雄市武雄町大字富岡字水谷 | 11368 番 3 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 12 条の 31 第 2 号に規定する埋立地 |
| | 武雄市朝日町大字甘久字外久保 | 1077 番 2 1089 番 1095 番 | |
| 13 | 嬉野市塩田町大字馬場下字賤四郎 | 甲 1016 番 2 の一部 甲 1018 番 1 の一部 | 〃 |
| 14 | 神埼郡吉野ヶ里町吉田字丸野 | 1973 番の一部 | 〃 |